

令和7年度てだこのまち・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」事業  
業務委託仕様書

1. 業務名

てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」事業業務委託

2. 業務目的

観光誘客、地域住民の健康意識の向上及び青少年の健全育成、地域経済の活性化を図るために、本市の歴史・文化・地域特性を活かし、子どもから高齢者まで多様な人が楽しく参加できるウォーキングイベント『てだこウォーク』にて、集客効果のある大会プロモーションやイベント等を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月6日まで

4. 事業内容

別紙1 事業概況書参照

5. 委託内容

(1) メディア等を利用した広告宣伝に関すること

- ① 誘客効果の高い各種メディアを活用し、広告宣伝を行う
- ② 広告宣伝計画の策定
- ③ その他、付随する業務

(2) 制作・デザイン業務に関すること

- ① 募集要項 (A3 7,000枚)
- ② ポスター (B2 500枚)
- ③ 垂れ幕 (W900×H6,000 1枚)
- ④ ゼッケン (A5 2,000枚)
- ⑤ コースマップ (A4両面 2,000枚)
- ⑥ その他、付随する業務

(3) 制作物の配布（設置）に関すること

- ① (2)で制作した①～②の制作物に関して、配布（設置）計画を策定し、配布（設置）を行う

(4) 会場設営及び音響・看板類の設置に関すること

- ① メイン会場の各ブースの設置及び配置に関する計画
- ② ステージ及び音響設備の設営  
(※ステージ設営 ※大きさ 縦5.4m 横9.0m 高さ0.5m 程度)
- ③ ①、②に関しては、入口や出口、人の動線等の安全面も考慮して配置を計画すること。また、雨天時にも対応できる工夫をすること
- ④ 会場案内等の看板類設置、設置に関する計画
- ⑤ 沖縄都市モノレール「浦添前田駅」から主会場への案内看板の設置
- ⑥ 仮設トイレを設置すること  
(男性用1基、女性用4基)
- ⑦ その他、付随する業務

(5) イベント運営に関すること

- ① 会場内でのイベントの実施
- ② ①のイベントは大会を盛り上げられるものを自由提案すること  
例) 舞台イベントの他に、キッチンカーの出店等
- ③ ①、②に関しては、人の滞留、観覧時、参加時等の安全面も考慮して計画すること  
また、雨天時にも対応できる工夫をすること
- ④ 出演者・出店業者・司会・音響業者との調整
- ⑤ イベント、大会で出たゴミを処理すること 500kg以内(会場内のごみ袋交換も含む)
- ⑥ その他、付随する業務

(6) 大会運営の人員を配置すること

- ① 会場内において、出演者・出店業者・司会・音響業者との調整する人員を3人以上配置すること ※専任である必要はない
- ② その他、付随する業務

(7) 駐車場整理に関すること

- ① 駐車場整理(てだこホール周辺) ※6:00～20:00 10か所  
※別紙2「てだこウォーク周辺駐車場」参照の上、①～⑩に人員を配置すること
- ② ①の駐車場整理において管理者を配置すること ※専任である必要はない

(8) 効果測定に関すること

- ① 大会参加者へ会場内でのアンケートの実施
- ② 各種プロモーションにおいて、その効果を測定する仕組みを盛り込むこと

(9) その他委託者が指示する業務に関すること

## 6. 成果品

- (1) 業務実績報告書 冊子1部、データ1式
- (2) 経費明細書（計算書）1部
- (3) 本事業により作成した運営要綱や印刷物、ソフトウェア、コンテンツ等

## 7. 業務実施体制

### (1) 統括責任者の配置

本業務の進捗を管理する統括責任者を1名配置すること。

### (2) 事業担当者の配置

本事業の実施のために専任の事業担当者を1名以上配置すること。

### (3) 実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。

### (4) 調整会議

業務進捗状況の確認のため、大会開催までの毎月1回、浦添市観光振興課と調整会議を行うこと。調整会議のみならず、隨時、浦添市観光振興課の担当者と調整ができるよう体制を整えること。

## 8. 支払条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を市に返還するものとする。
- (4) 支払金額は実績報告をもって確定した額とし、当初契約額を超えないものとする。
- (5) 収入（収益）が生じた場合は、返還の対象とする。
- (6) 委託業務に係る経費については、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

## 9. 知的財産の取扱い

受託者が、この委託業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則として浦添市に帰属するものとする。

## 10. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、浦添市観光振興課と十分協議したうえで行うこと。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、浦添市観光振興課と協議し業務を進めるものとする。